

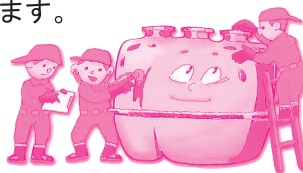
## 知っていますか？ 浄化槽設置者の3大義務について ～維持管理が不可欠です～

10月1日は「浄化槽の日」です。みなさまの大切な財産である浄化槽を適切に維持管理し、末永く使い続けていけるように浄化槽法において、設置者の義務が定められています。

### 1. 保守点検（法第10条）（一般家庭は年に3回以上必要。）

浄化槽の処理機能を維持させるために年に数回、保守点検を行うことが義務づけられています。保守点検は、県知事の登録を受けた専門業者に委託する必要があります。

【問合せ】八重山保健所 ☎82-3243



### 2. 清掃（法第10条）

浄化槽内にたまった汚泥などを引き出し処理機能を回復させるために、年1回以上の清掃が義務づけられています。清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託する必要があります。【問合せ】市役所下水道課 ☎82-1537

### 3. 法定検査（法第7条、第11条）

浄化槽の処理機能や設置状況が適正かを確認するために、設置者は法定検査を受けることが義務づけられています。検査には浄化槽の使用開始後3～8か月の間に受ける「はじめての検査（7条検査）」と、1年に1回受ける「定期検査（11条検査）」があります。

【問合せ】：（公社）沖縄県環境整備協会 ☎098-835-8833

## 高収益作物次期作支援交付金について

新型コロナウイルス感染症により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物の、次期作支援を行います。

申請期限：10月中旬（予定）※国からの第3次公募が公表され次第、市ホームページ等でお知らせします。

申請窓口：市役所2階 農政経済課 ☎82-1307

対象者：①令和2年2月～4月に野菜・花き・果樹・茶の出荷実績がある生産者

②JAおきなわ、沖縄県花卉園芸農業協同組合、（有）沖縄県北部花卉園芸組合に所属していない生産者。

※上記、3団体に所属の生産者はそれぞれの団体が申請窓口です。

### 支援その1

次期作に向け、国が示す取り組みを1圃場当たり2つ以上行った生産者へ面積あたりで支援

① 基本単価5.5万円／10a（1aから申請可）（※県内は、単価が1割加算）

② 花き・マンゴーを施設栽培している圃場については、次の単価です。（0.1aから申請可）

【対象】加温装置（空調装置）又はかん水装置が設置されている施設

●施設栽培の花き →80万円／10a ●施設栽培のマンゴー →25万円／10a

《取組事例》

- 生産性や品質向上に要する取組（種苗、肥料、農薬、かん水装置等の導入）
- 被害防止技術の取組（防虫ネット設置や土壌消毒の実施等）
- 農作業に係る安全講習会の実施 等

### 支援その2

次期作に向け、新たな販売体制等の取り組みを支援します。

○支援単価2.2万円／10a（※県内は、単価が1割加算）

《取組事例》

- 新たな直販等を行うためのHP等の整備
- 新品種・新技術の導入
- 海外への残留農薬基準対応、有機農業、GAP等の取り組み

### 支援その3

高品質なものを厳選出荷する作業に対し、人数・日数に応じ支援します。

○支援単価2,200円／1人・1日

【対象品目】花き・茶・マンゴー

《取組事例》

- （花き）●フラワーネット張り調整
- 芽かき、摘花、整枝 など
- （茶）●被覆・遅れ芽除去 など

### 重要事項

(1) 支援その1及び支援その2の対象面積は、公的証明書で確認が必要です。借地を申請予定の方で公的手続き（利用権設定、3条申請等）が済んでいない圃場は、申請までに農業委員会で済ませてください。

(2) 支援その3は、厳選出荷を行った根拠資料として、作業の内容・人数・日数が分かる資料（作業日誌等）が必要。

(3) 国の3次公募の内容次第で、支援内容の変更の可能性があります。

※詳細については、農政経済課へお問い合わせください。

## 中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」が2021年4月1日から適用となります

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

【問合せ】

雇用環境・均等室 ☎098-868-4380 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階  
○受付時間 8月30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）